

【 訪問看護(介護保険)利用料金表 】

ケアル訪問看護リハビリステーション
令和6年6月1日現在

サービス内容	提供時間など		利用料金	利用者負担額								
				サービス時間内			夜間/早朝(25%増)			深夜(50%増)		
				8:30～17:30			18:00～22:00 6:00～8:00			22:00～6:00		
				1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1	20分未満	予防	¥3,093	¥309	¥618	¥927	¥385	¥771	¥1,157	¥462	¥925	¥1,387
		介護	¥3,205	¥320	¥641	¥961	¥399	¥798	¥1,197	¥479	¥959	¥1,439
訪問看護Ⅰ 2	30分未満	予防	¥4,604	¥460	¥920	¥1,381	¥574	¥1,149	¥1,724	¥689	¥1,378	¥2,067
		介護	¥4,808	¥480	¥961	¥1,442	¥600	¥1,200	¥1,800	¥719	¥1,439	¥2,159
訪問看護Ⅰ 3	30～60分未満	予防	¥8,106	¥810	¥1,621	¥2,431	¥1,010	¥2,021	¥3,032	¥1,212	¥2,425	¥3,638
		介護	¥8,402	¥840	¥1,680	¥2,520	¥1,047	¥2,095	¥3,142	¥1,257	¥2,515	¥3,773
訪問看護Ⅰ 4	60～90分未満	予防	¥11,128	¥1,112	¥2,225	¥3,338	¥1,387	¥2,775	¥4,162	¥1,665	¥3,330	¥4,995
		介護	¥11,516	¥1,151	¥2,303	¥3,454	¥1,435	¥2,871	¥4,306	¥1,723	¥3,446	¥5,170
訪問看護Ⅰ 5	20分以上	予防	¥2,899	¥290	¥579	¥869	* 理学療法士/作業療法士/言語聴覚士による リハビリテーション（1回を20分とし 6回/週を限度とする）					
		介護	¥3,001	¥300	¥600	¥900						
	40分以上	予防	¥5,799	¥580	¥1,159	¥1,739	* 理学療法士/作業療法士/言語聴覚士による訪問回数が 看護職員による訪問回数を超えている事業所は、8単位減算する。 尚、予防において、12月を超えて行う場合は、更に15単位 減算する。					
		介護	¥6,003	¥600	¥1,200	¥1,800						
	60分以上	予防	¥4,349	¥435	¥869	¥1,304						
		介護	¥8,116	¥812	¥1,623	¥2,434						
特別管理加算(Ⅰ)	1回/月のみ		¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	* 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている 状態/留置カテーテル等を使用している場合					
特別管理加算(Ⅱ)	1回/月のみ		¥2,552	¥256	¥511	¥766	* 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 真皮を超える褥瘡の状態である場合					
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満		¥2,593	¥260	¥519	¥778	* 1回につき 2名の看護師等 が1人の利用者 に訪問看護を行った場合					
	30分以上		¥4,104	¥411	¥821	¥1,232						
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満		¥2,052	¥206	¥411	¥616	* 1回につき 看護師等と看護補助者 が1人の 利用者に訪問看護を行った場合					
	30分以上		¥3,236	¥324	¥648	¥971						
長時間訪問看護加算	90分以上		¥3,063	¥307	¥613	¥919	* 特別管理加算対象の方に1時間半を超える 訪問看護を行った場合					
初回加算(Ⅰ)	退院日当日		¥3,573	¥358	¥715	¥1,072	病院/診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護をおこなった場合					
初回加算(Ⅱ)	初回/区分変更時		¥3,063	¥307	¥613	¥919	* 新規に訪問看護を提供した場合 若しくは 要支援⇄要介護に 区分変更しサービス計画が変更した場合					
退院時共同指導加算	退院時1回のみ		¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	* 主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い その内容を文章により提供した場合					
緊急時訪問看護加算	1回/月のみ		¥5,860	¥586	¥1,172	¥1,758	* 常時連絡体制をとり、緊急時訪問を必要に 応じて行うことに同意した場合					
サービス提供体制加算	1回につき		¥30	¥3	¥6	¥9	* サービス提供体制が整い、その状態が6か月以上 継続している事業所でのサービス					
ターミナルケア加算	1回のみ		¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658	* 永眠月					

*この金額は、介護保険法の法定利用料金に基づく金額です。

*准看護師がサービスを提供する場合、全ての料金の90%になります。

*介護保険外のサービスとなる場合は、利用料金の全額(10割)をお支払いいただきます。

(サービス利用料の一部が制度上の区分支給限度基準額を超える場合など)

(緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ・サービス提供体制加算は区分支給限度基準額の算定対象外)

*緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算・時間外の加算は、24時間連絡対応体制にある訪問看護ステーションが算定することができます。

- *療養上のお世話や診療の補助に必要な物品にかかる費用については、ご利用者様のご負担となります。
- *その他のオプションについては、ご相談に応じます。
- *サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡ください。

事務所)055-941-6105

【医療保険利用の場合】

*（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

高齢者医療 の対象者	①	一般の方	1割または 2割負担	月額上限 18,000円
	②	市民税非課税 世帯の方		月額上限 8,000円
	③	年収約370～770万円の方	3割負担	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	④	年収約770～1160万円の方		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	⑤	年収1160万円以上の方		252,600円+(医療費-842,000円)×1%

※届出が認められれば1割負担となる場合があります。高齢者保険の窓口にご相談ください。

※特定(指定難病)医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

*（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

一般の健康保 険等 の対象者	①		一般の方	3割負担 (未就 学児は 2割)	月額上限 57,600円
	②		市民税非課税 世帯の方		月額上限 35,400円
	③		年収約370～770万円の方		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	④		年収約770～1160万円の方		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	⑤		年収1160万円以上の方		252,600円+(医療費-842,000円)×1%

※こども医療、特定(指定難病)医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

【留意事項】

- *サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされておりますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。